

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(山梨県指定 第1970700538号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定された方が対象となります。要介護認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

## ◆目次◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 個人情報に関する取扱い.....	5
7. 医療と介護の連携.....	5
8. 苦情の受付について.....	5
9. 虐待の防止について.....	5

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 身延町社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 山梨県南巨摩郡身延町波木井 272 番地 1  
(3) 電話番号 0556-62-3773  
(4) 代表者氏名 会長  
(5) 設立年月 平成 16 年 9 月 13 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 居宅介護支援  
(3) 事業所の名称 身延町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所  
(4) 事業所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町波木井 272 番地 1  
(5) 電話番号 0556-62-3773  
(6) 管理者  
(7) 当事業所の運営方針

介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

- (8) 開設年月 平成 16 年 9 月 13 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域  
身延町の全域

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### 〈主な職員の配置状況〉

- 管理者 1 名（常勤・兼務）  
介護支援専門員 1 名（常勤・兼務）

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

### (1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

#### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、指定居宅サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

※当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、位置づけた理由の説明をいたします。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

#### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・介護支援専門員は、ご契約者の状況把握などの為、少なくとも1月に1回はご契約者の居宅を訪問します。

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

## 6. 個人情報に関する取扱い

身延町社会福祉協議会居宅介護支援事業所は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- (1) 本事業所は、個人の人格尊重の理念の元に、業務上知り得た事柄において、個人情報を慎重に取り扱います。
- (2) 本事業所は、個人情報を適正な方法で取得します。
- (3) 本事業所は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- (4) 本事業所は、あらかじめ個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部には提供しません。
- (5) 本事業所は、個人情報を適正な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な処置を講じます。
- (6) 本事業所は、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

## 7. 医療と介護が連携

入院をされた場合は、入院先の医療機関に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてください。医療機関との情報連携・連絡調整を図ります。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口及び電話で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) [職名] 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日から1月3日は除く。)  
午前9時00分～午後5時00分

○電話番号 0556-62-3773

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

身延町役場 福祉保健課介護保険担当	所在地 南巨摩郡身延町切石117-1 電話番号 0556-20-4611 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会 介護保険介護サービス苦 情処理担当	所在地 甲府市蓬沢1-15-35 電話番号 055-233-9201 受付時間 毎週水曜日 午前9時～午後4時
第三者委員	住 所 身延町 電話番号 0556- 住 所 身延町 電話番号 0556-

## 9. 虐待の防止について

当事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○虐待防止に関する責任者 (担当者) 管理者 :

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 身延町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合